

港区立特別養護老人ホーム白金の森運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、港区立特別養護老人ホーム白金の森（以下「ホーム」という。）の指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所並びに指定介護短期入所生活介護事業所の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」並びに「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」、その他関係法令を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 当ホームの指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 当ホームの指定短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減に努めることとする。

3 当ホームの指定介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活支援の維持又は向上を目指すものとする。

第2章 職員の職種、職員数及び職務の内容

(職員)

第3条 当ホームは、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」並びに「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に示された所定の職員を配置する。

ただし、法令に基づき兼務することができる。

- | | | |
|------|---------|---------|
| (1) | 施設長 | 1名 |
| (2) | 医師 | 1名(非常勤) |
| (3) | 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) | 介護職員 | 30名以上 |
| (5) | 看護職員 | 10名以上 |
| (6) | 管理栄養士 | 1名以上 |
| (7) | 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (8) | 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (9) | 事務員 | 2名以上 |
| (10) | 調理員(委託) | |

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 職員は、当ホームの設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者サービスの企画及び実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- (6) 栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食業務全般並びに利用者に適切な栄養ケアを効率的に提供できるよう関連職種との連絡調整を行い、実施する。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練をする。
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。
- (9) 事務員は、庶務及び会計事務に従事する
- (10) 調理員は、給食業務に従事する。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 当ホームの指定介護老人福祉施設の利用定員は、90名とする。

2 当ホームの指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、併設型8名、空床利用型10名とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護計画等の作成)

第6条 介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設の利用者について、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上書面又は口頭（記録に残す）での同意を得る。書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による取り交わしを行う場合もある。

2 指定短期入所生活介護事業所の利用者（介護予防短期入所生活介護を含む）については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、短期入所生活介護もしくは介護予防短期入所生活介護の計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得る。

(サービスの提供)

第7条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、介護サービス上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入浴)

第8条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。ただし、利用者に傷病があったり、伝染病疾患の疑いがあるなど、医師が入浴は適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができる。

(排せつ)

第9条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替える。

(離床、着替え、整容等)

第10条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行う。

(食事の提供)

第11条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮する。

2 食事の時間は概ね次のとおりとする。

(1) 朝食 午前 08時00分～

(2) 昼食 午前 12時00分～

(3) 夕食 午後 18時00分～

3 あらかじめ連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上又は管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きすることができる。

4 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事の提供をしなくてもよい。

(送迎)

第12条 利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行う。ただし、原則として、送迎を行う地域は港区内とする。

(相談、援助)

第13条 ホーム職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第14条 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行う。

2 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及

び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代行することができる。

(機能訓練)

第15条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

第16条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存する。

(利用者の入院期間中の取扱)

第17条 指定介護老人福祉施設の利用者が、入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

第18条 利用者は、身体の状態の急激な変化等緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。

3 利用者が、あらかじめ近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

(利用料)

第19条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスに係る費用の1割～3割と食事・居住に係る基準費用額及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

2 指定短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス（居宅支援サービス）に係る費用の1割～3割と送迎に要する費用、食事・滞在に係る基準費用額及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防サービス費に係る費用の1割～3割と送迎に要する費用、食事・滞在に係る基準費用額及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

4 利用者が、特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令による。

5 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払う。（別表再掲）

6 利用者は、前項による利用料を翌月末日までに支払う。ただし、利用終了に伴ない月の途中で退所する場合は、残金を退所時に支払う。

7 支払いは、口座振替または現金のいずれかの方法による。

第5章 ホームの利用にあたっての留意事項

(スケジュールの尊重)

第20条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めたスケジュールを尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第21条 利用者は、外出(短時間のものは除く)又は外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、ホーム帰着する予定日時などを施設長に届出る。

(面会)

第22条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、利用者又は外来者がその旨を施設長に届ける。また、施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができる。

(健康留意)

第23条 利用者は努めて健康に留意する。ホームで行う健康診査は特別な理由がない限りこれを受診する。

協力医療機関

北里大学北里研究所病院：港区白金 5-9-1

歯科診療：パトリアデンタルクリニック

(衛生保持)

第24条 利用者はホームの清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、またホームに協力する。

(感染症対策)

第25条 ホームは、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止ための対策委員会をおおむね月1回開催する。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針、業務継続計画(BCP)を策定し、前号の対策委員会において随時見直す。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会を定期的で開催する。
- (4) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練(シュミレーション)を定期的実施する。
- (5) その他関係通知を遵守、徹底する。

(事故発生時の対応及び防止等)

第26条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者及び利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進するため、安全対策委員会の設置、開催、従業員研修の実施、安全対策担当設置を行う。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 5 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時は、その改善策を

講じるとともに職員に周知徹底する。

- 6 事故発生防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定、随時見直しを
するとともに定期的な研修を行う。

(ホーム内の禁止行為)

第27条 利用者は、ホーム内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害し
たり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、又はこれらをホーム
外に持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第28条 ホームは、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送
設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設置する。

防火・防災管理

防火管理責任者：事務課長

- 2 ホームは、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計
画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を原則として少な
くとも月1回は実施し、そのうち年2回以上は避難訓練を実施する。
- 3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最
も適切な方法で、ホーム職員まで事態の発生を知らせる。
- 4 業務継続に向けた取り組みの強化を行うため、業務継続計画（BCP）の策定、研修、訓練
（シュミレーション）を随時実施する。
- 5 災害への地域と連携した対応の強化として、地域住民と連携した訓練（シュミレーション）
の実施を随時検討し実施する。

第7章 その他の運営についての重要事項

(身体拘束等)

第29条 ホームは利用者の身体拘束等を行わない。万一、利用者又は他の利用者もし
くは職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、利用者家族
に条件及び期間等を記した文書による同意を受けた時に限り、その条件と期間内に
おいて身体拘束等を行うことができる。

- 2 身体拘束を適正化することを目的として、身体拘束適正化検討委員会の開催を3ヶ月に1
回以上行う。

(利用資格)

第30条 ホームの利用資格は、介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設又は

指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用の資格があり、ホームの利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその他法令により入所できる者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第31条 ホームの利用にあたっては、あらかじめ、利用申込者及び身元引受人に対し本運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込み者の同意を得た上で利用契約書を締結する。

(施設・設備)

第32条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定する。

2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならない。

3 施設・設備等の維持管理はホーム職員が行う。

(苦情解決)

第33条 利用者、その家族及び代理人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合、ホームは速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善方法について利用者、その家族及び代理人に報告する。なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

(介護サービス情報の公表)

第34条 ホームは、ホームが提供するサービスを区民が安心して利用できるよう理解と信頼を深めるため、積極的に介護サービス情報の公表を行うものとする。

(秘密保持)

第35条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

(高齢者虐待防止の推進)

第36条 利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置を行う。

第8章 雑則

(委任)

第37条 この規程の施行上必要な細目については、港区の承認を得て、施設長が別に定める。

(改正)

第38条 この規程の改正、廃止は港区が定める。

付 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成14年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 15 年 8 月 7 日から施行する。

付 則

この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和元年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和元年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

[介護老人福祉施設]

介護保険給付対象サービスの利用料

(単位：円)

利用料	要介護 1	8.609 円	1 日につき
	要介護 2	9.506 円	1 日につき
	要介護 3	10.442 円	1 日につき
	要介護 4	11.340 円	1 日につき
	要介護 5	12.224 円	1 日につき
加算	夜勤職員配置Ⅲロ	174 円	1 日につき
	看護体制Ⅰ	43 円	1 日につき
	看護体制Ⅱ	87 円	1 日につき
	精神医定期的療養指導	54 円	1 日につき

	個別機能訓練	130 円	1 日につき
	日常生活継続支援	392 円	1 日につき
	口腔衛生管理体制	327 円	1 月あたり
	看取り介護 (死亡日以前 4~30 日)	1,569 円	1 日あたり
	看取り介護 (死亡日 前日・前々日)	7,412 円	1 日あたり
	看取り介護 (死亡日)	13,952 円	1 日あたり
	療養食	65 円	1 回あたり
	若年性認知症入所者受入	1,308 円	1 日につき
	初期加算	327 円	1 日につき
	利用者負担金	一定以上の所得のある方は利用料が 2 割もしくは 3 割負担となる場合がある。	

(注) 加算費用については、対象となる費用のみ記載する。

介護保険給付対象外サービスの利用料

居住費	1 日	915 円
食費	1 日	1,445 円 (朝 445 円 昼 500 円 夕 500 円)
理美容代	実費	
その他日常生活費	利用者の希望に応じて実費	

所得に応じた減免措置の制度

段階	対 象 者	居住費	食 費
第 1 段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0 円	300 円
第 2 段階	住民税世帯非課税	合計所得金額と年金収入の合計 が 80 万円以下	430 円
第 3 段階		合計所得金額と年金収入の合計 が 80 万円超	430 円

[短期入所生活介護事業所]

介護保険給付対象サービスの利用料

(単位：円)

	要介護 1	6,615 円	1 日につき
	要介護 2	7,381 円	1 日につき

利用料	要介護3	8,180 円	1 日につき
	要介護4	8,946 円	1 日につき
	要介護5	9,701 円	1 日につき
加算	夜勤職員配置Ⅲ	166 円	1 日につき
	看護体制Ⅰ	44 円	1 日につき
	看護体制Ⅱ	88 円	1 日につき
	若年性認知症入所者受入	1,332 円	1 日につき
	療養食	88 円	1 回あたり
	送迎	2,042 円	片道につき
利用者負担金		一定以上の所得のある方は利用料が 2 割 もしくは 3 割負担となる場合がある。	

(注) 加算費用については、対象となる費用のみ記載する。

介護保険給付対象外サービスの利用料

居住費	1 日	915 円
食費	1 日	1,445 円 (朝 445 円 昼 500 円 夕 500 円)
理美容代		実費
その他日常生活費		利用者の希望に応じて実費

所得に応じた減免措置の制度

段階	対象者	居住費	食費
第1段階	生活保護受給者	0 円	300 円
	老齢福祉年金受給者		
第2段階	住民税世帯非課税 合計所得金額と年金収入の合計 が 80 万円以下	430 円	600 円
第3段階	住民税世帯非課税 合計所得金額と年金収入の合計 が 80 万円超	430 円	1300 円

[介護予防短期入所生活介護事業所]

介護保険給付対象サービスの利用料

利用料	要支援1	6,116円	1日につき
	要支援2	7,558円	1日につき
加算	若年性認知症入所者受入	1,332円	1日につき
	療養食	88円	1回あたり
	送迎	2,042円	片道につき
利用者負担金		一定以上の所得のある方は利用料が2割もしくは3割負担となる場合がある。	

(注) 加算費用については、対象となる費用のみ記載する。

介護保険給付対象外サービスの利用料

居住費	1日 915円
食費	1日 1,445円 (朝 455円 昼 500円 夕 500円)
理美容代	実費
その他日常生活費	利用者の希望に応じて実費

所得に応じた減免措置の制度

段階	対象者	居住費	食費
第1段階	生活保護受給者	0円	300円
	老齢福祉年金受給者		
第2段階	住民税世帯非課税	370円	600円
第3段階			

【改版 令和8年6月1日】